

令和2年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年9月23日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	川端 美香	市立野洲病院事務部長	吉川 武克
総務部長	市木 不二男	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	杉本 源造	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	大橋 幸司	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第115号から議第138号まで及び請願第1号

(令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他24件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第143号

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第11号))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 発議第2号

(野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第3 意見書第8号から意見書第12号まで

(ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書(案)

他4件)

提出者説明、質疑、討論、採決

第4 意見書第13号

(所得税法第56条廃止を求める意見書(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(岩井智恵子君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(岩井智恵子君) 次第、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則127条の規定により、第14番、野並享子議員、第15番、東郷正明議員を指名いたします。

ここで、杉本教育部長から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。

杉本教育部長。

○教育部長(杉本源造君) 9月2日の長谷川議員の一般質問に対する答弁の中で、私が健康スポーツセンターの運営会社に対し、毎年「監査」をすると答えましたが、正しくは「モニタリング」でありましたので、訂正をいたします。

(日程第2)

○議長(岩井智恵子君) 日程第2、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第115号から議第138号まで及び請願第1号(令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について)、他24件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、山本剛議員。

○11番(山本 剛君) 第11番、山本剛です。

去る9月2日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、請願第1号所得税法第56条廃止を求めることについてを審査いたしました。

委員から質疑はありませんでした。

続いて、委員間討議を行いました。

委員から、「説明を受けた内容から、家父長制度という下で、女性差別等、人権差別等が行われているということを今回改めて感じている。この請願書については、政党関係の思想、信条関係なく、野洲市でも提出いただきたい」。

また、「国の方針はまず白色申告者の方々に青色申告をしてほしいというのが1点目。2点目に、白色申告者の記帳されるレベルを上げていただきたい。この二本立てで今、国家が動いているので、現状は政府の方針に基づいてやっていくということがいいのではないか」。

そして、「そもそも青色、白色があろうとなかろうと、本来、働いている人の権利が認め

られていないということ、今回も特に訴えておられる、国の今の法律があってもそれを手直ししてほしいということについては、大いに言うべきであって、言わなければ、いつまでたっても変わらない」などの討議を重ねました。

採決の結果、請願第1号所得税法第56条廃止を求めることについては、賛成少数により、原案は不採択とすべきものと決しました。

続いて、議第133号野洲市税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第133号野洲市税条例の一部を改正する条例は、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第134号令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定についてを審査いたしました。

委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第134号令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定については、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議第137号令和元年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてを審査いたしました。

委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第137号令和元年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました請願及び議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

去る9月2日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審

査するため、9月11日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告申し上げます。

議第138号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）について審査いたしました。

委員からの「契約は、基準金利確定に伴うことで、マイナスになっているが、基準金利は、いくらになったのか」との質疑に対し、「基準金利は、契約時が0.26%。今回の確定したのが0.058%になる」との答弁がありました。

また、委員からの「維持管理費の物価変更という形になっているが、これはどういうふうな形の変動か」との質疑に対し、「警備業務の物価変動については、前年8月に確定報が出て、それをさらに1年前の1年間の平均値と比べ、その差が3%以上であれば、改定する。今回は平成30年の平均値が109.3ポイント、令和元年8月の確定が113.6ポイントで、3.87%上昇しているため、その部分を改定するものである」との答弁がありました。

また、委員からの「物価変動については、国が基準をつくっているが、全体的な生活実態の物価変動ではなく、特殊な項目だけを、ベースに物価変動をしているということで、物価変動の実数と、実態、実感が、少しかけ離れていると言われているが仕方ないことか」との質疑に対し、「日本銀行調査統計局の企業向けサービス価格指数の警備を使っている」との答弁がありました。

議第138号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第138号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第9番、田中陽介議員。

○ 9 番（田中陽介君） 第 9 番、田中陽介です。

去る 9 月 2 日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 1 4 日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

本委員会では、付託を受けた議案、議第 1 3 2 号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第 1 3 5 号令和元年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第 1 3 6 号令和元年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員間討議はありませんでした。

以上の 3 議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第 1 3 2 号、議第 1 3 5 号及び議第 1 3 6 号について、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告であります。

○議長（岩井智恵子君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第 1 2 番、鈴木市朗議員。

○ 1 2 番（鈴木市朗君） 第 1 2 番、鈴木市朗でございます。

去る 9 月 2 日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 8 日、1 0 日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

また、9 月 1 6 日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け審査いたしました

結果についてご報告申し上げます。

まず、議第115号令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第116号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第117号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第118号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第119号令和元年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第120号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第121号令和元年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第122号令和元年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第123号令和元年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第124号令和元年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第125号令和元年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、議第126号令和元年度野洲市病院事業会計の決算の認定について、以上12議案について慎重に審査いたしました結果、議第115号から議第118号までの4議案については、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第119号から議第125号までの7議案について、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第126号については、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました決算の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員、ちょっと訂正がございますので、お願いします。

○12番（鈴木市朗君） どうも失礼をいたしました。前段で議案を審査するため9月8日を、9日、10日にとということで訂正させていただきます。

○議長（岩井智恵子君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明です。

去る9月2日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月8日、9日、10日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。また、9月16日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第127号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第10号）、議第128号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第129号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第130号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第131号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、以上5議案について、主な審査概要を報告します。

まず、議第127号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第10号）における総務分科会の審査内容は、委員から、生活困窮者支援事業費で、備品購入費の内容について質疑があり、「タブレット3台とスマートフォンであり、用途については、遠隔での相談に備え、市民サービスセンターにも相談ブースを設け、タブレットを設置し、市役所と市民サービスセンターをつなぎ、対面でテレビ電話のような形で相談を受けるものである」との答弁がありました。

また、「戸籍住民基本台帳管理費で、個人番号カード交付事務費補助金について、直近のマイナンバーカードの普及率は」との質疑に対し、「野洲市において、令和2年8月末現在でマイナンバーカードの普及率は21.0%となっている」との答弁がありました。

文教福祉分科会の審査内容は、委員から、「公立保育所・こども園運営費の土地購入費について、篠原こども園への関西電力鉄塔敷地を購入するのか、また、今は使われていないのか」との質疑に対し、「篠原こども園の駐車場内にあった関西電力鉄塔敷地を購入するので、鉄塔は移設され、今は平地になっている」との答弁がありました。

また、「小学校管理運営費で、通信運搬費及び電算端末装置使用料は、無線LANのない家庭に対して支給するものなのか。また、具体的な個数と契約期間は」との質疑に対し、「Wi-Fiルーター、モバイルルーターの貸出しについては通信料である。また、個数と契約期間は、250所帯で、月額2,000円の11月からの5か月間である」との答弁がありました。

環境経済建設分科会の審査内容は、委員から、「漁港管理費で、漁業者経営継続支援金について、どのような支援策になるのか」との質疑に対し、「船を持って漁業をされている5人だけが対象であり、その方々から魚を捕っても仲買が買ってくれない。よい冷凍施設がないので、みんな琵琶湖へもう一度返されているという現状がある。水産業だけがコロナ対策の補助金がなく、もしこの支援がなければ漁業がなくなるおそれがある」との答弁がありました。

また、「商工振興事業費で、小規模事業者事業継続臨時支援金について、固定費であれば、平成29年4月からのものと、後のものとは分ける意味合いはどこにあるのか。この期間という根拠は」との質疑に対し、「事業費において、事業者において、事業を始めて間もない人、これから頑張っていく人に対する支援の意味から、期間を3年間、平成29年度からという設定をしている」との答弁がありました。

続いて、議第128号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、文教福祉分科会での審査内容は、委員からの「国保財政調整基金が増えている。また、繰越金も4億3,000万円ある。国保税を値上げ過ぎたのではないか」との質疑に対し、「決算剰余金は2分の1を積み上げているが、令和2年度当初予算では国保税率を下げるため、6,400万円の取崩しを予定している。また、来年、再来年度も国保税率を据え置く予定である」との答弁がありました。

議第129号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑はありませんでした。

次に、議第130号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、委員からの「歳入において、保険者努力制度交付金を計上しているが、どのような交付金か」との質疑に対し、「後期高齢者医療広域連合から医療費適正化事業、予防健康づくり等の保健事業への取組に対し、国が評価し、その結果に基づいて保険者のインセンティブという形で交付されたものである」との答弁がありました。

議第131号令和2年度野洲市墓地公園。もとい、令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑はありませんでした。

以上が各分科会での主な審査内容であります。

以上、5議案について、慎重に審査しました結果、議第127号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第128号から議第131号までについては、採決の結果、全員賛成により、原案の

とおりの可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第115号から議第138号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第115号、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己でございます。

議第115号令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和元年度一般会計の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会各分科会で議論し、その事務事業の執行について確認しているところでございます。

中でも、去る9月9日に開催いたしました決算特別委員会文教福祉分科会においても、執行部との質疑、回答等、活発に議論いたしましたが、特に小学校施設整備費の繰越事業についてのやり取りが印象に残っております。当該事業は、中主小学校施設整備事業における増築並びに改修事業に係る実施設計業務委託に係るもので、その支出費用についての議論でございました。さきの委員長報告では詳細な説明はございませんでしたが、相当な時間をかけて議論をいたしました。

中主小学校旧館については、議員各位もご承知のとおり、大規模改修工事を進める中で、内装全てを撤去したときに、思いがけずコンクリート構造体に不具合が確認されたこと、そして、すぐに情報提供があり、また、現地確認会が実施され、議員有志と共に確認をしたところでございます。

当該旧館校舎は旧中主町において平成3年に大規模改修工事、平成10年に耐震補強工事を実施され、これまで適正に維持管理がなされてきたと認識をいたしております。そして平成29年には、国庫補助金を活用した改築を視野に入れ、一級建築士による耐力度調

査を実施、その結果、コンクリートの強度や中性化状況及び鉄筋腐食度、そして、建物全体の沈下具合等に大きな異常はなく、耐震性は確保されていると報告されたと聞いております。教育委員会においては、当該調査結果を基に、今後も長く使い続けられるよう、旧館校舎の大規模改修を決定し、実施設計を進められたものです。

決算特別委員会文教福祉分科会及び予算常任委員会文教福祉分科会では、この実施設計時におけるコンクリートの調査について、ある議員から「一般質問で取り上げ、当時の教育部長から、『実施設計でもう一度しっかり調べますので大丈夫ですよ』という記録も残っている」との発言があり、教育委員会からは、中主小学校に関連した質問は、29年8月議会、30年6月議会であり、会議録を確認したが、そのような発言はなかった旨の答弁があり、さらに、休憩後の予算委員会でも、審査対象外の発言でしたが、議員から「関連ですので、部長の言葉がそのまま、『本年度行う実施設計の業務の中で、コンクリート躯体の設計に盛り込むとしております』というのが会議録に残っています」との発言がございました。

この部分については、本会議の答弁でやりますと約束されたことが実施されていないのであれば、一議員の問題でなく議会全体で取り上げるべき重大問題であることから、当該文教分科会の会議録及び平成29年、30年の会議録を精査いたしました。議員が指摘しているような、「実施設計でもう一度調べます」との発言ではなく、コンクリート強度について、実施設計で対策するとの発言で、全く趣旨の異なるものでございました。

先ほど申し上げましたように、平成3年度に大規模改修工事が実施されたこと、平成10年に耐震補強工事がなされ適正に維持管理が行われてきたこと、また、平成29年度の一級建築士による耐力度調査の結果、一定、耐震性が確保され、旧館校舎には大きな異常は認められなかったこと等々を踏まえると、令和2年度の旧館校舎大規模改修工事中に見つかったコンクリート躯体の不具合は想定外のことであり、令和元年度当時、大規模改修工事にて実施設計を進められたことは、その仕様や手続を基に、適正に執行されたものであると考えます。各決算分科会では、所属される委員、各委員において、様々な議論を経て当該議案の採決を採られるものですが、今般は、特にこの繰越事業に係る決算について言及させていただいた次第でございます。

以上、議第115号に対する賛成討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 第5番、坂口重良でございます。

令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

特に9月8日の決算特別委員会総務分科会並びに9月16日の決算特別委員会において争点となっておりました款衛生費、項保健衛生費、目市立病院整備推進事業費における繰出し10億2,448万7,000円については、出資金7億2,975万9,000円、また、補助金として10億685万1,000円、負担金として1億8,787万7,000円を繰り出そうとするものであります。

そもそも、最近における社会経済情勢の推移、また、地方公営企業の現状に鑑みまして、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとされています。

具体的に申し上げますと、地方公営企業法第17条の2、経費の負担の原則において、「地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする」と明記されております。この原則に基づき、補助金、負担金、出資金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、経費負担区分のルールについては、毎年度繰り出し基準として、総務省より通知されております。

令和元年度病院事業会計の支出金、補助金、負担金としての繰出しについては、総務省よりの繰出し基準の基準内で繰り出したもので、先ほど申し上げましたとおり、病院事業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため繰り出すものであります。地方公営企業は、企業性、経済性の発揮と公共の増進を経営の原則とするものであり、独立採算制が原則とされておりますが、補助金、負担金、支出金の方法により一般会計等が負担するものとされており、今回の繰出しについては、十分に妥当性があるものであります。

したがって、議第115号令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては賛成するものであります。議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 議第116号及び議第117号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第116号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

社会保障制度が崩れる中で、野洲市の国民健康保険税は、被保険者にとって重い負担と

なっている。このような状況から、国保税の引下げを求めてきたが、これまで法定外繰入れを廃止したことで、県下の中でも高い国民健康保険税となっている。

平成元年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出差引き額 5, 543万5, 372円で、予算現額の49億5, 363万2, 000円に対し、99.6%の収入率であった。しかし、国民健康保険税の収入状況から見れば、合計未済額は2億6, 325万2, 221円で、そのうち滞納繰越分の収入未済額が2億1, 092万7, 090。もとい、2億1, 092万7, 993円であることから、所得に見合った保険税になっておらず、払いたくても払えない状況である。

未済額がこれだけあることは、多額の税が入っていないということであり、その原因として、所得に見合った国民健康保険税となっていないということである。国民健康保険の被保険者は年金生活や非正規労働者であることから、所得200万円にも満たず、平均所得は138万円とされています。他の保険制度にはない均等割で、所得のない人に保険税が課せられることに問題があることを指摘し、国、県に改善するよう求めることを言い続けてきたが、求められなかった。

滞納をなくしていくためには、払える国保税にすることである。そのためには、基金の活用や法定外繰入れを行い、引き下げることが必要であった。滞納繰越が続けば、積み上げられて不納欠損となってしまう。なぜ未納世帯が多いのか、所得階層別の分析を行い、どこが問題かを明確にし、所得に見合った国民健康保険税にすることが求められます。また、収入が下がった人への減免が必要でもありました。基金は平成30年度の4億53万円から令和元年度の年度末の4億2, 375万4, 000円になり、増えていることから引下げは可能であった。

国民健康保険が社会保障制度である以上、命と暮らしを守るべき制度にしていくことは当然であることから、以上を指摘し、令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対しての反対討論としています。反対討論とします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員、すみません、ここのところね、「平成」なのに、「令和」と読まれたので、ここ、訂正してください。「令和」が正しい。

○15番（東郷正明君） すいません、一部、最初のほうで「平成元年度」の国民健康保険事業というところを、「令和元年度」と言い間違えました。

○議長（岩井智恵子君） 令和元年度が正しいんです。間違っています。

○15番（東郷正明君） 令和元年。「平成」ではなく、「令和」元年が正しい。正しいの

です。すみません。

続いて、議第117号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

野洲市の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算現額5億9,837万2,000円で、歳入決算額は6億228万8,436円で、予算現額に対しての収入率は107%でした。歳入。

○議長（岩井智恵子君） 100.7。

○15番（東郷正明君） 100.7%でした。歳入歳出の差引き額は1,542万9,973円です。年金が、マクロスライドにより、物価上昇しても年金が下がる仕組みとなっており、老後の暮らしがますます圧迫されています。自公政権が進めてきた税と社会保障の一体改革で社会保障制度が改悪されてきました。後期高齢者医療保険は減り続ける年金から天引きですから、たまったものではありません。

この後期高齢者の保険制度は、75歳以上に課せられた別立ての制度となっており、高齢者が増えていけば、医療費がそのまま保険料に跳ね返る仕組みとなっています。高齢社会の中で加入者の数は増えますが、2年ごとに保険料の見直しが行われて、第6期は平成30年度に、30。ごめんなさい。30年度に1,080円引き下げられましたが、第7期の令和2年、3年は、年額で5,364円、月額447円引き上げられました。

国のお金の使い方を変えていくことと国民の暮らしに根差した政治の転換が求められません。増え続ける軍事費と減らされていく社会保障制度の方向を見れば、政治が誰のための政治を進めているのかが分かります。これらは国の制度であります。高齢者に寄り添った施策を求めて、議第116号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論とします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、議第118号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第118号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

2016年に安倍内閣が新「3本矢」を打ち出し、そのうちの1本の矢は安心につながる社会保障ということでした。そして、2020年頃までに介護離職者ゼロを実現するとの目標を打ち出しました。本当にその目標を実現しようとするならば、介護保険制度をより充実させる方向で制度が改善されるべきです。しかし、言葉とは裏腹に、実際には目標

として掲げることとは全く逆のことが進められました。

これまで、要支援1、2と認定された人の支援の見直し、一定以上の所得を有する人への負担の引上げ、特定入所者介護サービス要件の見直し、特別養護老人ホームへの入所対象者の見直しなどが行われ、要支援や要介護1、2の方は施設入所が阻まれ、要介護3以上が入所と変えられてきました。その結果、本来受けられるべきサービスが受けられず、低い安価な総合支援サービスに回され、在宅介護にシフトされ、介護離職者ゼロどころか、離職せざるを得ない状況であります。

さらに、厚労省は2019年12月に、第8期介護保険制度改定に向け、「介護保険制度の見直しに関する意見」を提示しました。高額介護サービス費と施設入所の食費、居住費の負担増を打ち出しています。実際には、法改定の必要はなく、国会にも審議も付されずに、政令で見直し、21年度からの実施を行うことが出されています。今でも老健施設は高い利用料です。独り暮らしで年金が80万円から266万円の方なら利用料は月11万円ぐらいですが、家族に収入がある方と暮らしておられる方は22万円ぐらいかかります。それ以外にリハビリの加算などがあり、本人の年金だけでは賄い切れない状況です。

このような政府の対応の中にあるのが野洲市の介護保険事業特別会計です。令和元年度決算では、居宅介護サービスで14億1,700万円、施設介護サービスが11億6,200万円などで、大きな額であります。前年度と比べ、歳出では8,700万円増えています。また、基金積立金が1億3,700万円もあり、令和2年度の決算では2億円ぐらいと答弁がありました。歳入では、繰越金が補正で増やされ、2億800万円の繰越しであり、ゆとりある会計となっています。

介護保険の運営は、総費用額に対して、半分は、国25%、県と市が12.5%ずつの配分が決められ、残りの半分は、1号被保険者が23%、2号被保険者が27%、また、本人負担が1割から3割負担などと決められており、その枠内での運営であるということは承知いたしておりますが、来年度は第8期の改定であり、保険料の引上げが検討されているのではないのでしょうか。改定ごとに保険料が引き上げられ、当初に比べ2倍の保険料になっています。その結果、滞納や不納欠損も増えており、根本的に制度の見直しが必要です。国の負担割合の引上げと保険料の引下げのために力を注いでいただきたいと思いません。国の制度を踏襲するだけでは、制度はどんどん改悪されていき、保険あって介護なしの状況をつくることになってしまいます。

以上、問題点を指摘し、本特別会計決算の認定に反対をいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、議第126号について、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 第5番、坂口重良でございます。

令和元年度野洲市病院事業会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど一般会計の討論において詳細に触れましたので、概略を申し上げます。

一般会計における令和元年度病院事業会計への出資金、補助金、負担金としての繰出しにつきましては、総務省よりの繰出し基準の基準内で繰り出したもので、地方公営企業である野洲市病院事業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計より繰り出されたものであります。地方公営企業は、企業性、経済性の発揮と公共の増進を経営の原則とするものであり、独立採算制が原則とされておりますが、補助金、負担金、出資金等の方法により一般会計等が負担するものとされております。

よって、今回の一般会計からの繰入金2億9,321万円については地方公営企業法に基づくものであり、総務省よりの繰出し基準の基準内で一般会計から繰り出されたもので、十分に妥当性があるものであります。したがって、議第126号令和元年度野洲市病院事業会計繰入れ。ごめんなさい。間違いました。野洲市病院事業会計歳入歳出決算の認定については賛成するものであります。議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、請願第1号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

最初に、先ほどの議第117号の野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてのところで、最後に、「高齢者に寄り添った施策を求めて、議第117号」のところを「116号」と発言いたしましたので、訂正をいたします。

それでは、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願について、賛成討論を行います。

所得税法第56条は、同一生計親族に支払う対価を事業所得等の必要経費と認めていないことから、家族労働者は、家族事業者の働き分の控除金額の86万円しか認められず、所得として払いたいのに払えない制度となっております。つまり、個人事業主の配偶者がどんなに働いても、専従者控除の86万円しか認められなく、出産、育児手当もなく、様々な不利益を、社会的地位を引き下げられています。

所得税法第56条は、家族経営・零細企業に対する差別的税制であり、憲法14条の法の下に平等にも違反することから、国に対して廃止をするよう求めるものです。

この所得税法第56条は、戦後、伝統的な家族制度の残る中で、世帯合算課税に由来します。戦後、シャープ勧告において個人別課税に改められましたが、個人事業主には民主的家族制度が十分に定着していないことを理由に、無制限措置として残されています。制限措置として残されています。現在に至っても、所得税法57条で、青色申告に必要経費を認める特例があるから、所得税法第56条は不合理でないとの主張がされていますが、青色申告は納税者に一定の特典の付与と引換えに、帳簿の義務を課すことが決められていると、第56条を残すことで青色申告へ誘導されるべきではありません。

また、適正申告の奨励から、第56条は合理的だという主張も繰り返されてきましたが、これも課税しやすい青色申告への誘導ため、課税庁の都合のよい考え方です。納税者と、課税庁は、租税関係において対等であって、この主張に合理性はありません。

さらに、帳簿記載が困難であるなら、指導を受ければよく、廃止を求める理由にはならないとの主張もありますが、現在では、白色申告も帳簿義務化となっており、青色、白色で差別する理由は、もはや何ともありません。

第56条の廃止は、税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権の問題であり、廃止こそが人権保障の根幹をなすと考えます。

国連女性差別撤廃委員会は、日本の所得税法に関わり、自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を認めておらず、女性の経済的孤立を、女性の経済的独立を防げていることを懸念し、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しの検討を求めることを日本政府に勧告しています。

こうした中、所得税法第56条の廃止や見直しを求める意見書の可決は、趣旨採択も含めれば543自治体に広がっています。本市におきましても、人権を守り、ジェンダー平等を実現する上でも、所得税法第56条の廃止を求める請願に賛同を求めまして、賛成討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） これね、「86円」と言い合った。「86万円」。「86万円」であるのに「86円」と言い合った。

○15番（東郷正明君） すいません。専従者控除の「86万円」のところを「86円」と言ったようで、これも訂正いたします。すいません。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

次に、午前中に開催されました議会運営委員会におきまして、北村五十鈴議員からの無通告討論の申出。失礼しました。無通告討論の申出について協議いただき、認めるべきで

あるとの報告を受けております。

つきまして、今回は、会議規則第51条ただし書を適用し、北村議員の討論を認めることにいたします。

なお、同条ただし書については、議会運営委員会におきまして、今後ご議論をいただくことといたします。

議第115号について、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第115号令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定中、教育費、小学校施設整備事業について、反対の立場で討論します。

この中主小学校旧館整備事業については、長年の課題でした。地元住民や、もちろん子どもたちからも、一日も早い進捗が求められていました。それだけ危険で不便な教育施設だったからです。その後、やっと市は動き、時間がかかりましたが、ようやく平成29年度に国庫補助金を受けるための耐力度調査が実施されました。この建物は、当時築60年。多くの市民が新築、建て替えになるであろうと考えていたと思います。しかし、結果は意外にも数値内、既存の建物は十分使えるとして、市は長寿命化を含めた大規模改修と結論を出したのです。

しかし、コンクリートに不安が残る私は、耐力度調査の結果が安全性に比例するのか、一般質問でもしつこく尋ねたと思います。担当部長の答弁は、「文部科学省で示された方針に基づいて実施しているので、安全性には問題ない」、また、「専門の業者にも確認している」、重ねて、「実施設計の中で、コンクリート躯体の長寿命化工事を設計に盛り込む」と発言されております。

それでも私の不安は消えることがなく、方向性を変えて質問しましたが、「全く問題ありません」「全然大丈夫です」「中性化についても問題ない」、そんな答弁の一点張りでした。そう言われれば信じるしかない。そこまで言われれば、議員も市民も市を信じるしかなかったのです。

付け加えるなら、私は建て替えにならなかったことに納得いかなかったのでは決してありません。基本、古くても安全な建物は直して使うことには大賛成です。それに、改修したらピカピカになるからと部長は約束してくれました。でも、最後まで拭えなかった私の不安は安全性についてでした。コンクリートの寿命は約50年。申し訳ないけれど、納得できませんでした。

そして始まった工事です。建て替えなら必要なかった仮設校舎や増築も余儀なくされ、校内はあっちもこっちも工事現場だらけ。子どもたちは、そんな不便で不自由な毎日での学校生活となりました。

そして、そんな中でのびっくりの報告でした。内装の解体が始まって、コンクリートの柱や梁、壁に50か所を超える問題があることが判明したのです。想定外だった、予測できなかった、市は、あたかも、それも、さらっと、国の基準が個別想定外だったと説明しました。多くの市民の嘆きの声が響きました。

しかし、疑問も生まれました。実施設計でコンクリートの長寿命化の設計はどうだったのか。建築費も決まり工事に着工しているということは、市が説明していた長寿命化は盛り込まれていなかったのか。そして、今回の決算28,137,240円の中には、その問題の設計費用、業務委託料も含まれています。委員会でそこを問うても、実施設計で調べたのは外壁と設備だけであった。聞いたかったコンクリートについては答弁なし。本丸には遠く届きませんでした。それなら、もともとコンクリートの長寿命化の補修はするつもりはなかったのか。当時の部長答弁と決算での説明は一貫性のないものでした。

ただ、私の今回の反対は、判明した非を責めているものではありません。問題はそこではなく、その後の市の説明、対応、その中でも、理由は大きく2つです。

1、本当に予測できなかったのか。耐力度調査では数値内であっても、60年という年月がたっているコンクリートと向き合うのは市も初めてであったはずですが。それに、もしもを誰も想定しなかったのか。もしもコンクリートに問題があったら、工事は遅れ、子どもたちに不便がかかる。第一、本当に安全は担保されていたのか。念には念を入れよう。もしもを想定する力、子どもたちに対しての優しさとは、想定外を予測することではないのか。

なのに、その期待した答えは一切なく、予算のときは担当していなかったとか、会派別の勉強会でも、議員からの質問に半分以上答えられないという残念な対応が続き、調べるために席を外し、何だか間の抜けた勉強会。何を聞かれても完璧に答えていただいた以前の勉強会とは全体的に大きく違っていました。昨日まで福祉にいた、昨日まで税にいた職員が教育に異動、建設に異動になっても、正直難しい部分はあると思いますが、せめて決算の説明に対して、専任者に尋ね、十分予習しておくべきであると感じました。

2、次に、問題が分かっただけからの市の、特に担当課の対応です。業者のおかげで危険が事前に察知され、市長の信念である隠さない対応から、不幸中の幸いで工事は止まり、結

局建て替えと、事は動きました。しかし、あくまでも市の事業の進め方に問題はなかったと言い切る担当課にはびっくりでした。どうしてこんなことになったのか。民間なら、この時点で問題を掘り起こすための時間を十分取ります。そして、少しでも問題があれば、反省し、謝罪する。謝罪することが次の信頼につながります。また、どうしてそこまで問題をはっきりするのか。それは今後のためです。二度と同じ間違いが起きないように、その原因追及が次の安全を担保します。

しかし、残念なことに、今回の市の対応は、そんな真摯さはなく、反対に、責任逃れのような答弁。その上、決算説明では、実施設計は滞りなく進めたので、予算どおり支払った。市民が聞いたらびっくりするような答弁でした。

結果、工事は2年も延び、子どもたちの小学校生活は長く不便をかけることとなり、楽しいはずの学校の思い出は、工事の絵日記ばかりになりそうです。教育施設の中でも、特に学校に関しては、教育環境を守ることが私たち行政、大人が子どもたちのために労力を惜しまずするものです。工事中の環境のよくない学校に通わすのは、保護者としても心配なものです。

公務員は本当に優秀で、十分今回の想定外は予測できたはずですが。なのに、税金は無駄になり、教育環境は悪化しました。建物は風や雨から人の命を守ってくれる。だからこそ安全でなければならない。たとえ経費がかかっても、国の政治だけに頼らず、国の数字だけに頼らず、市独自でコンクリートの調査をして欲しかった。それこそ健全な税金の使い方ではないだろうか。

結局、今回の結果責任は誰も取りませんでした。そもそも行政は責任は取らない団体がありますが、謝らない行政より、子どもたちに教えるように、間違ったら謝る、それが今回傷つけた子どもたちの心と向き合い、今後のための責任の取り方だと私は思います。

決算は予算で計画した成果と実績を報告するものです。だとしたら、今回の事業の成果と実績は、こんなこともあるのだという貴重な経験ではなかったでしょうか。前例や慣例に頼り過ぎず、安全だけは何よりも最優先として欲しかったです。

よって、以上の理由で、今後の期待も込めて、私は反対します。

○議長（岩井智恵子君） これをもって討論を終結いたします。

換気のためもありますので、暫時休憩をいたします。再開を午後2時30分、午後2時30分といたします。

（午後2時11分 休憩）

(午後2時30分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議第115号から議第138号までの各議案について、順次採決いたします。

まず、議第115号令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第115号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) 起立多数であります。ご着席ください。よって、議第115号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第116号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第116号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第116号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第117号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。第117号については、委員長の報告のとおり決するのに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第117号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第118号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第118号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第118号は、委員長の報告のとおり認定することにより決しました。

続いて、議第119号令和元年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第119号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第119号は、委員長の報告のとおり認定することにより決しました。

次に、議第120号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第120号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第120号は、委員長の報告のとおり認定することにより決しました。

次に、議第121号令和元年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第121号については、委員長の報告のとおり

り決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第121号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第122号令和元年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第122号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第122号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第123号令和元年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第123号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第123号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第124号令和元年度野洲市水道事業会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第124号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第124号は、委員長の報告のとおり認定することに

決しました。

次に、議第125号令和元年度野洲市下水道事業会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第125号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第125号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第126号令和元年度野洲市病院事業会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第126号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第126号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第127号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第10号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第127号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第127号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第128号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第128号については、委員長の報告のとおり

り決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第128号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第129号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第129号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第129号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第130号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第130号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第130号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第131号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第131号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第131号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第132号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第132号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第132号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第133号野洲市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第133号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第133号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第134号令和元年度滋賀県市町村交通災害共通組合。失礼しました。滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第134号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、第134号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第135号令和元年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第135号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第135号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第136号令和元年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第136号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第136号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第137号令和元年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第137号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第137号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第138号事業契約の変更について(野洲市余熱利用施設整備運営事業)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第138号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第138号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号所得税法第56条廃止を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、請願第1号は採択となりました。

お諮りいたします。

議第143号、発議第2号及び意見書第8号から意見書第12号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、議第143号、発議第2号及び意見書第8号から意見書第12号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(岩井智恵子君) 追加日程第1、議第143号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

市長の議案理由の、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案といたしましては、補正予算案1件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第143号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第11号)については、歳入歳出予算総額に、それぞれ5,972万8,000円を増額いたします。

補正の内容については、歳出では、総務費の特別定額給付金給付事業費において、給付対象者数が確定したことから、補助金1,730万円を増額、新生児特別定額給付金給付事業費において、国制度の特別定額給付金の支給対象外である令和2年4月28日から令和3年2月28日までに生まれた新生児に対し、1人10万円を市独自で給付するため、新生児特別定額給付金及び事務費4,242万8,000円を追加いたします。新生児特別定額給付金の給付対象期限については、繰越事業にならないよう、年度内に事務手続を完了させる必要があることから、令和3年2月28日生まれまでに設定をいたします。

なお、これに対する歳入については、国庫支出金で、特別定額給付金事業費補助金1,730万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,242万8,000円を増額いたします。

以上、議案の提案理由の説明といたします。

○議長(岩井智恵子君) これより、ただいま議題となっております議第143号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第143号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、議第143号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第143号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第143号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第143号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。執行部は退席をお願いいたします。再開時間は追ってお知らせいたします。

(午後2時50分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第2)

○議長(岩井智恵子君) 追加日程第2、発議第2号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

第1番、東郷克己議員、他5名から提出されました発議書は既に配付しておりますとおりです。

発議第2号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提出者の提案理由の説

明を求めます。

第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己でございます。

では、発議第2号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正内容は、長期化が予測される新型コロナウイルス感染対策の一環としての、クラスター対策など、不測の事態に備えた円滑な議会運営のために、傍聴の際の手續について、第4条として、議長は傍聴しようとする者に対して、自己の住所等の記載を求めることができる規定を追加するものです。

次に、第8条において、傍聴人が傍聴席において守るべき事項として、従前は携帯電話の使用は通信機能の使用に限るとされていましたが、今回、携帯電話その他の通信機器の使用をしないこととするとともに、第9条においては、写真、動画等を撮影、録音等を禁止する規定を追加するものです。

なお、第8条及び第9条とともに、ただし書として、議長の許可を得た場合は、この限りでない旨を規定いたします。

最後に、これらの改正につきましては、委員会の傍聴への準用を第13条に規定するものであります。

また、本規則は公布の日から施行しようとするものです。

なお本件につきましては、議会改革推進特別委員会からの報告として、去る6月25日の、6月25日開催の全員協議会に報告させていただき、9月14日開催の会派代表者会議において協議・確認いただき、さらに、9月17日開催の議会運営委員会及び全員協議会においてご説明させていただき、今回の提案に至ったものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております発議第2号について、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 異議なしと認めます。質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。終結いたします。失礼をいたしました。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第3項

の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第2号について、討論はございませんか。

工藤議員。

暫時休憩いたします。

(午後3時50分 休憩)

(午後3時55分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第10番、稲垣誠亮議員。

○10番(稲垣誠亮君) それでは、発議第2号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則に反対の立場から討論いたします。

野洲市議会傍聴規則改正中のうち、第9条の「傍聴人は傍聴席において、写真、動画等を撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を終えた場合は、この限りではない」についてですが、公共の関心事で市民の知る権利に資する報道の自由は、立場を問わず民主主義の根幹を成すもので、不当な目的、自己の利益でない場合は憲法で保障されているもので、そもそも議長の許可を要する性質のものではないと考えます。仮に本規則の改正を行ったとしても、法的に規則は無効化されると考えます。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長(岩井智恵子君) 次に、2番、山崎敦志議員。

○2番(山崎敦志君) 第2番、山崎敦志です。

発議第2号野洲市議会傍聴の一部を改正する規則原案に対して、賛成の立場で討論いたします。

ただいま議案となっております発議第2号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、賛成の立場から討論いたします。今回の傍聴規則の見直しは、先ほどの提案理由の説明にあったとおり、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、それに伴う諸対策という、言わば想定外の事態に直面したことを契機に、今後起こり得る不測の事態に備え、円滑な議会運営のために改正するものです。

一部に、議会改革の流れに逆行するなどの意見がございますが、議会改革とは、野洲市が行うべき方向など、重要だが正解のない複雑な課題に対し、議論を尽くし、議会の意見をまとめていくことや、「開かれた」との言葉に象徴される、受け身でなく、議会自ら野洲市の現状や議会での議論等を発信し、主権者たる市民に正確な情報を伝え、市民と議会との多様なコミュニケーションにより、議会制民主主義が、より健全に機能するよう取り組む議会活動の改革ということであり、傍聴規則の一部を挙げ云々するものではありません。

コロナ状況は1年前には考えもしないことであり、こうした不測の事態に対応するための住所、氏名、連絡先の記載手続については、できる規定に止めており、原則は、これまでどおりの自由に傍聴できるものです。また、写真、動画の撮影や録音の禁止規定は、スマートフォンなどの機器及びソフトウェア、情報通信環境の飛躍的な発展と、それに伴う新たな社会的課題の出現など、今日的な状況を俯瞰し判断したものです。これに対しては、これに関しては、議長の許可規定も盛り込んでいます。

今回の改定は、全体的に見て、今日的課題への対応として最低限度の改定であり、反論は全く当てはまらないと考えます。

以上、賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

発議第2号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、反対の立場で発言いたします。

議会改革推進特別委員会の皆さんの今日までの度重なる協議を続けてこられたことには敬意を表します。

さて、今回の傍聴規則の一部改正発議は、議会改革特別委員会で議論を行うに際し、果たして過去からの本市議会での議会改革の取組の経緯を踏まえて検討し、結果が出されたものであるか、疑問であります。

改めて申し上げますと、現在の市議会傍聴規則につきましては、平成25年2月の議会改革特別委員会及び同年3月25日の定例会本会議で審議、可決されたものであります。当時、改正の意義と目的は、市民に開かれた野洲市議会へ、市議会の市民参加と情報公開をいかに進めるかの観点から慎重な審議がされ、全会派、全議員の賛成で改正したものであります。

その主なものは、1つ、傍聴手続の簡素化、つまり、受付名簿や傍聴券の廃止。2点目、

服装や身なりの条件緩和。3点目、児童、幼児の保護者同伴での傍聴容認。4点目、そして、録音機器や撮影機器の持込みと使用の規制解除でありました。以来7年間、改正された現在の傍聴規則で本市議会が運営されてきました。現在に至るまでに、改正された現在の傍聴規則で議会運営に支障や問題が発生しておりません。

ただ、現在、当時は想定していなかった新型コロナ感染など、予期していなかった新たな事態の中で、感染防止の観点から、これに対応できる改正を行うことにつきましては理解できるものであります。しかし、他の自治体に先駆け、市民に開かれた議会とするため改正された内容まで改正する理由は見当たりません。

以上、申し上げましたが、本来、重要な規則改定をする場合は、根本的に、市民に参加と開かれた議会を進める議会改革本来の意義と目的を中心に据え議論すべきでありまして、そのために当時の傍聴規程改正の編成を踏まえたものにしなければなりません。しかるに、当時の審議経過も資料が提示されることなく、議会改革特別委員会で審議、決定されたことは遺憾であります。

今回の発議書で、第9条で、「写真、動画等を撮影、録音してはならない」、第7条の(5)、「携帯電話、その他の通信機器を使用しないこと」との内容は時代の流れに逆行するものです。傍聴者の方から録画、録音されることを、我々公職にある議員が否定する理由はどこにもありません。

議会本来の役割、開かれた議会、市民参加と情報公開の観点から再審議が必要であります。新しい資料も出ていますので、それを基に特別委員会で慎重な審議を再度行うことを求めるものであります。今定例会では、一旦廃案されることを求め、反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第3）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第3、意見書第8号から意見書第12号まで、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）、他4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第8号について、第7番、津村俊二議員。

（発言する者あり）

これは例を言うただけで、この他4件をと言っただけで、今、ドクターヘリのことはいっていないんですよ。提出者の説明を願いますで、ご自身で言っていただく。

暫時休憩します。

（午後4時05分 休憩）

（午後4時07分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

まず、意見書第8号について、第8番、矢野隆行議員。失礼をいたしました。矢野議員、お願いします。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）について説明させていただきます。

皆さんもご存じのように、済生会の横にね、ドクターヘリの基地がありますので、また見に行っておらない方は行っていただきたいと思います。ホームページに出ています、内容的にはね。とにかく、これからも命を守るドクターヘリを国に対してしっかりと援助してほしいという意見書でありますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第9号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。

議案書第9号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）を少し説明いたします。

気候変動に伴う台風や豪雨による大規模な水害などが近年頻発しております。コンビニは全国5万か所以上ありますので、被災された方が市役所等に来られることが難しくなるケースも出てきますので、手軽に、また、スムーズに申請できるように、皆様の、意見書として提出させていただきました。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第10号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書（案）について、簡単に説明させていただきます。

文書のほうも皆さんのほうにお持ちでしょうし、私のほうは、今、日本国じゅう、また、世界でも新型コロナウイルス、たくさんの項目にわたって、また、いろんな対策が講じられております。今回の意見書（案）では、これから第2波の終息はまだ見えていません。これから秋冬に向かって、さらに感染がもう一度、波がやってくるようなことも言われております。こういった中で、現在のPCR検査の問題は、私たちは濃厚接触者だけにPCR検査を行うことでなく、全体的にもっとPCR検査を行って、感染が広がらない、こういったことから、今回、意見書（案）を出させていただいております。

内容については5点にわたって細かく記載されております。どうぞ、この意見書（案）について、皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第11号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第11号少人数学級を求める意見書（案）について説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症というのは本当に子どもたちに大きな負担を強いることになりました。現在の35人学級では密を防ぐというふうなことができない、ある一定の距離間隔を取ろうと思えば、やはり少人数学級が必要という、これはもう7月の全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長が連名でこのことを求めるようなことを強調いたしました。

また、政府の骨太方針の閣議決定でも、少人数の学級というのが初めて盛り込まれてきました。今や、政府内部からも少人数学級の声が聞き及んでいるという状況でありますので、ぜひとも、この野洲の市議会から、子どもたちの学び、安全・安心な学校生活を送れるように、そのために、国の責任で少人数学級を実施されるように強く求めるという意見書を上げていきたいと思っておりますので、議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第12号について、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、私のほうから、意見書第12号新型コロナウイルス感

染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の趣旨について、概要説明させていただきます。

ご承知のように、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面し、地域経済にも大きな影響が及び、来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっております。地方自治体では、地方財政は巨額の財政不足が生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

つきましては、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の5つの事項を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税など、一般財源総額を確保すること。

2、地方交付税について、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想され、減収補填措置を講じ、減収補填債の対象となる税目についても弾力的に対応を求める。

4、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、固定資産税について、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置でやむを得ないものであったが、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、採択となりましたならば、衆参両議長、その他、内閣改造後の関係省庁の各大臣に送付いたしたいと考えているところでございます。

以上、賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております意見書第8号から意見書第12号までについて、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第8号から意見書第12号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第8号から意見書第12号までについては、委員会付託を省略することと決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第8号から意見書第12号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、意見書第9号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第9号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）に対しまして、反対の立場で発言いたします。

政府は、令和4年度中に、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定して、強引に普及を推進するマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針を決定し、骨太の方針2019、2019で閣議決定しました。マイナンバーカードの申請はあくまで任意で、所持を義務づけることはできません。2018年11月の政府の世論調査では、53%が取得するつもりはないと答えました。必要を感じないカードを、なぜ住民に持たせようとするのか。それは、住民の利便性向上のためでなく、政府にとって、市民の動向を監視する好都合なカードであるからです。

また、政府は、マイナンバー制度によって、国家による個人情報の一元管理や、個人情報の不正な追跡、財産その他の被害が生じることを認めており、取扱いに注意するよう求めてきました。それにもかかわらず、普及のために、マイナンバーの取得に関する誤解の解消や、マイナンバーカードは安全という大宣伝を行ってきました。

マイナンバーは、毎年のように漏えいが発生して、危険性が次々と明らかになっていきます。これに対し、政府は、漏えいのみでは直ちに被害は生じないと説明しています。しかし、マイナンバーは、個人情報とセットで漏えいし、漏えいが広がるほど、様々な個人情報が正確かつ迅速に照合されて、振り込め詐欺や悪徳訪問販売に悪用されやすくなります。

マイナンバーカードの普及を広げるために、消費税増税対策と称した自治体ポイントサービスの導入等で目先を変えるなど、政府の都合を最優先とする危険な制度を加速させるようなコンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）には反対するものです。ぜひ議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第10号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己です。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書（案）に対して、反対の立場から討論をいたします。

国は現在もPCR検査体制の拡充に取り組んでいると認識しております。また、今後もさらに必要十分な検査体制が整うまで、その努力は続けるべきで、PCR検査拡充自体を全否定するものではないことを、念のため冒頭に申し上げます。その上で、意見書（案）に見られる認識の誤りを指摘いたします。

まず、PCR検査は万能ではないことを我々は認識しなければなりません。PCR検査の感度は、良好な場合でも約80%程度と言われ、約2割の感染者を陰性としてしまいます。また、新型コロナウイルス感染症の特性と検査の相性も考える必要があります。新型コロナ感染症は、感染してから発症するまで4日から13日ほど、平均で5日程度の潜伏期間があります。PCR検査の感度が最も高くなるのは感染後8日程度とされ、平均のパターンで言えば発症3日目に当たります。一方で、この感染症の人にうつす感染力のピークは発症直前の2日間ほどと言われております。

このような感染症とPCR検査それぞれの特性、そして、ピークのずれを認識した上で活用を検討することが重要であり、現在我が国が行っている医師の診断に基づいた検査や、濃厚接触者など、絞り込んで検査を実施する方法が理にかなっております。絞り込まずに検査することは、医療機関の負担を拡大させ、ひいては感染拡大を引き起こす危険があることは、世界の情勢を見れば明らかです。

意見書（案）では、我が国のPCR検査の実施数が人口比で157位と指摘をしておりますが、コロナによる10万人当たりの死亡者数を調べますと、1.16人で、143位。発生源の中国や感染者死亡者数が多い欧米諸国との往来が極めて多い先進国であることを加味すれば、我が国の感染防止策及びクラスター対策など、拡大防止策は非常に有効であったと言えます。

実際、PCR検査数と感染者数、死亡者数との関連を調査した鈴木貞夫名古屋市長立大学大学院教授の研究によると、感染者数当たり、死亡者数当たりの検査数は世界トップクラスとなっており、検査すべき人に対してはしっかり検査していることが報告をされています。

さらに、要望事項の中に記載されている地域ごとの感染状況などの情報開示は、現段階では市民の不安をあおり、感染者のあぶり出しなど、差別的行動に拍車をかけかねません。

以上、意見書のような拡大策は誤りであることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第10号に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

令和2年3月3日、日本共産党と旧立憲民主党、旧国民民主党などの共同会派は、新型コロナウイルス感染症を判定するPCR検査体制を拡充するための法案を衆議院に共同提出しています。

その概要は、医師が必要と認めた検査を迅速に公表、迅速に実施できるようにするとともに、検査の実施体制や実施状況を公表することで国民の不安を解消し、ウイルスの拡散を防止することを盛り込んでいます。野党がいち早く提出した、この新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案は、1つ目は、政府の検査体制の検証、2つ目に、PCR検査の最大限の拡充、3つ目に、必要な予算措置の確保の措置を講ずるものです。

具体的には、行政検査体制の整備、国、都道府県による民間機関などの検査を可能とするための支援、PCR検査の最大限の拡充のための必要な財政上の措置の実現を求めたものでした。これは政府の取組を後押しし、スピードアップさせる法案でした。しかし、今日まで、一部の措置は講じているものの、各国の先進的な対応に比較しても、PCR検査数の低さ、検査対象範囲の低さ等は解消されていません。

今、感染者が少なくなったとはいえ、Go Toキャンペーンなどで、また感染が広がるのではないかと危惧されています。これから秋、冬と寒さの季節を迎え、再度多くの感染者が出てくるのが懸念されています。意見書（案）に提案されている内容の実現で、国民の解消と、国民の不安解消と健康と命を守ろうではありませんか。

以上、発言して、賛成討論といたします。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第11号について、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

意見書11号少人数学級を求める意見書（案）に対して反対討論いたします。

我が党の主張も踏まえまして、政府は先般閣議決定されました骨太方針2020におきまして、全ての子どもたちの学びを保障するため、少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について、関係者間

で丁寧に検討するとなっております。学校が直面しています様々な課題に対応していくとともに、新学習指導要領の円滑な実施と学校の働き方改革の実現のために、それに見合った教職員の定数改善を図っていく必要があります。

このような点を踏まえまして、我々はこれまで、教職員定数の改善を度々訴えてきたところでございます。政府におきましては、平成29年から10か年計画で、学校における働き方改革の観点も踏まえまして、教職員配置などの一体的な検討が行われている状況でございます。

問題になっております少人数学級にする必要性につきましては、教室に社会的距離を確保する、要するに感染拡大防止に対しまして20人学級の実現を要望しておられますが、1学級当たりの人数が多い都市部の学校において教室の感染が頻発していないこれまでの状況を鑑みれば、学級規模が大きい割に感染力が高いとは必ずしも言えないと思うわけでございます。

もちろん、各学校の工夫を凝らしたコロナ対策が功を奏している可能性も高いわけでありますけれども、それらを考慮して上記が成り立つ可能性にある、よって、コロナが心配だから少人数学級をという主張には慎重に捉えるべきであると思うわけでございます。

また、これまでの取組と今後想定される論点といたしましては、少人数学級、教職員の定数の改善、これまでも適時適切な取組が検討され実施されております。今後も効果を十分検証していく必要があるとともに、1クラス児童生徒が少なくすることは多大な財政負担を伴う可能性も高いため、財源をどうするかも勘案しながら議論されるべきであります。

この意見書を見る限り、20人学級と必要性につきまして明確な理由がないため、その点についても、できたらまた提出者の説明をいただきたいところでもございます。現時点では、この意見書の内容につきまして積極的に賛同できる材料はないわけございまして、本意見書に対して教育財政や現場の声も踏まえながら慎重にこれから判断すべきではないかと思うわけでございます。

また、今回、菅義偉内閣が発足しまして、引き続き萩生田光一文科相が引き文科省の大臣として再任されております。この発言につきまして、これを先立ちまして記者会見されております。萩生田文科相は、総辞職した安倍晋三内閣が設置しました教育再生実行会議の検証を菅首相と共に申し入れる意向を、これ、表明しておるわけでございます。実行会議が求めている少人数学級について、将来に向けて持続可能な制度にできるようにしていきたいというのも述べておられるわけでございます。

新型コロナ感染対策としてではなく、恒久的な制度として菅内閣で実現を目指す考えも、ほぼ明らかにしていただいておりますので、以上をもちまして、この意見書11号少人数学級を求める意見書（案）に対しましては、反対討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第11号少人数学級を求める意見書（案）に対して、賛成の立場で発言をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの学びに大きな負担を強いることになりました。感染予防のために、マスクをつけての授業や、大きな声での唱和もできず、現在の35人学級では十分な身体距離を確保することができません。

このような中、7月には、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長などの連名で、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を発表しました。提言は、子どもたちの学びを保障するには、少人数学級により、児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保が必要と強調し、少人数編成を可能とする教員の確保など、財政措置の拡充も求めています。

また、政府の骨太方針閣議決定でも、少人数学級が初めて盛り込まれました。さらに、萩生田文科相も少人数学級を検討しなければならないと発言し、今や少人数学級を求める声は政府内部からも出されています。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために3密を避けることは今後も求められます。国の責任で早期に少人数学級が実施。失礼しました。実施されるよう強く求め、意見書に対しての賛成討論といたします。議員の皆さんの賛同、よろしく願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

これより、順次採決をいたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第8号ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第9号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第10号新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第10号は否決されました。

次に、意見書第11号少人数学級を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第11号は否決されました。

次に、意見書第12号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第12号は原案のとおり可決されました。

次に、会議規則第22条の規定により、意見書第13号所得税法第56条廃止を求める意見書（案）を日程に追加し、追加日程第4といたしたいと思っております。これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 異議なしと認めます。意見書第13号所得税法第56条廃止を求める意見書(案)を日程に追加し、追加日程4とすることに決しました。

しばらく、配布を、すいません。意見書資料を配付いたしますので、しばらくこのまま自席でお待ちください。

(追加日程第4)

○議長(岩井智恵子君) 追加日程第4、意見書第13号所得税法第56条廃止を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第13号について、第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 先ほど、この意見書に、前、請願として提出をされ、賛成多数で可決をされました。同議会の中で意見書を上げていくということで、急遽、請願を元に意見書の作成を行いました。ですから、請願の趣旨説明の内容は、意見書の趣旨説明は、この請願の文章をそのまま活用させていただきました。中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられていますということや、また、家族従業員の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外50万円のみということで、低い最低賃金にも達しない額という内容。また、白色申告者にも記帳は義務化されており、商売に応じた記帳が行われており、家族の働き分を認めないということは、もはや道理がありませんということ。あと、男女の問題、男女差別撤廃委員会の勧告とかのものもあります。また、弁護士会の意見書もあります。

こういった理由から、所得税法第56条の廃止を求める意見書を政府に上げていくということに対しての趣旨説明といたします。

以上です。ご賛同よろしくお願いたします。

○議長(岩井智恵子君) これより、ただいま議題となっております意見書第13号について、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第13号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第13号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第13号について、討論を行います。

討論通告書の提出がございませんでしたので、討論。ちょっとお待ち。

討論はございますか。

田中議員。

○9番（田中陽介君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩。

（午後4時48分 休憩）

（午後4時48分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

字句修正については、後ほどさせていただきます。

次に、ただいま議題となっております意見書13号について、討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ちょっと分からないところがあるので教えていただきたいんですが。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午後4時50分 休憩）

（午後4時52分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第13号所得税法第56条廃止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第13号は、原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その各項、字句整理等を要するものについては本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、各項、字句等整理を要するものについては本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より、直ちに関係機関に提出をいたします。

暫時休憩をいたします。再開を5時10分、午後5時10分とさせていただきます。

(午後4時53分 休憩)

(午後5時10分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議長からお認めいただきましたので、令和2年第4回野洲市議法定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る8月26日から本日に至りますまで、29日間でありました。令和2年度野洲市一般会計補正予算をはじめ、提案を申しあげました議案につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、原案のとおりお認めをいただきました。誠にありがとうございます。本定例会の一般質問、議案質疑を通じまして、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする健康福祉施策、教育施策など、様々な分野における政策に対しまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました。

議案におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算をお認めいただきました。これにより、今後も引き続き、市民の健康を守るための施策や、厳しい状況にある市民、子育て世帯への支援に取り組むとともに、事業者の事業継続、事業振興へ、適切かつ迅速に支援をまいります。

また、新しく職員の積極的な提案を元に、感染による自宅療養者及び濃厚接触者についても支援体制を確立し、買物支援等の生活支援を行ってまいります。

一般質問では、ご質問いただいた市民病院整備事業につきましては、実施設計の見直し案を、野洲市民病院整備運営評価委員会でお認めいただきました。現病院の現場から意見や提案を丁寧にヒアリングする中で、新たな改良点等も出てきておりますが、可能な限り

採用しつつ、今後、修正設計業務の今年度中の完了を目指して作業を進めてまいります。

また、市立野洲病院では、8月に就任をいただきました福山病院長の下、さらなる医師確保を進めており、令和5年度中の開院を目指して、運営面の改善と体制整備にも着実に取り組んでおります。

最後に、私にとりましては、今議会が3期目最後の市議会定例会となります。議員の皆様をはじめ、市民の皆様と共に様々な事業や取組を行い、子育て支援、教育における施設とサービス両面、生活困窮者支援、虐待、いじめ対策、健康スポーツセンター、日野川改修、雨水幹線、国道8号バイパス、湖南幹線整備など、ソフトとハード両面で着実な前進ができたものと思っております。引き続き皆さんと共に、皆様と共に、野洲の元気と安心を伸ばす取組を強く進め、野洲の未来を確かなものにしてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれもご留意をいただき、引き続き本市発展のために、ご尽力、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、令和2年第4回野洲市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。（午後5時13分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年9月23日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 野並 享子

署名議員 東郷 正明